

所属長各位

神戸市職員共済組合 事務局次長

資格確認書カードの送付について（通知）

平素は当共済組合業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 12 月 2 日をもって現行の健康保険証（組合員証及び被扶養者証）が使用できなくなることに伴い、マイナ保険証をお持ちでない方へマイナ保険証のかわりとなる資格確認書カードを発行しますので、事前にお知らせいたします。該当の職員へ配付をお願いいたします。

なお、資格確認書はマイナ保険証取得までの暫定的な対応として有効期限を最大 5 年間としています。有効期限内のマイナ保険証の取得促進についても、引き続きご協力をお願いいたします。

記

1. 対象者

令和 7 年 10 月 1 日時点で以下のいずれかに該当する組合員及び被扶養者※

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナ保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナンバーカードを返納された方
- ・マイナンバーカードの有効期限が切れて 3 か月を経過した方

※令和 7 年 10 月 2 日以降に認定された方には、後日所属を通じてお送りします。

2. 送付物

（1）資格確認書カード（有効期限：令和 12 年 12 月 1 日）

有効期限内に 75 歳の誕生日を迎える方は、その前日まで。任意継続組合員は満了日まで。

（2）リーフレット

3. 送付（予定）時期

令和 7 年 11 月下旬

4. 令和 7 年 12 月 2 日以降の取り扱いについて

令和 7 年 12 月 2 日以降に新たに資格取得された方がマイナ保険証をお持ちでない場合は、申請によらず資格確認書カードを交付します。医療機関等を受診する際には資格確認書カードを利用してください。

マイナ保険証の利用登録がお済みの方には、資格確認書カードは交付できません。医療機関等を受診する際にはマイナ保険証を利用してください。マイナ保険証の利用を希望しない場合は利用登録解除申請を行ってください。

※詳細は、別紙「よくある質問」及び神戸市職員共済組合ホームページをご覧ください。

【神戸市職員共済組合ホームページ】
(https://kobe-kyosai.jp/?page_id=195)



【資格確認書に関すること】

神戸市職員共済組合共済サポートデスク
電話：078-322-5775

【マイナンバー制度やマイナ保険証の利用方法等】

マイナンバー総合フリーダイヤル
電話：0120-95-0178

(参考) よくある質問

Q1 「資格確認書」とは何か。

A1 令和7年12月2日以降、現行の健康保険証(組合員証・被扶養者証等)は使用できなくなり、マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただくこととなりますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際に「資格確認書」を提示することで、これまで通り保険診療を受けることができます。

Q2 「資格確認書」の有効期限が切れた場合どうすればよいか。

A2

【有効期限内に75歳の誕生日を迎える方または任意継続組合員の方】

⇒有効期限以降はご使用いただけないため、ご自身で破棄してください。

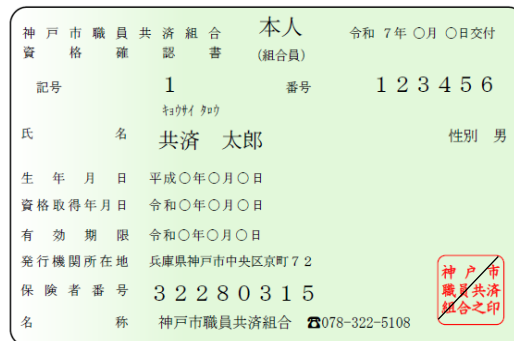
【上記以外の方】

⇒有効期限の到来前に、新たな資格確認書カードを送付予定です。

マイナンバーカードを取得し、健康保険利用登録することで、マイナ保険証が利用できますので、有効期限到来前にぜひマイナ保険証の取得についても、ご確認ください。

Q3 どのような形状のものなのか。

A3 これまでの健康保険証(組合員証・被扶養者証等)と同様に、プラスチック・カード型です。
【資格確認書イメージ】



Q4 いつどこに届くのか。

A4 令和7年11月下旬に所属を通じてお送りします。

(任意継続組合員及びその被扶養者：令和7年11月下旬にご自宅宛にお送りします)

Q5 自宅宛に送って欲しい。

A5 所属を通じて配付することが規定されているため、所属以外へお送りすることは出来ません。ご了承ください。

※任意継続組合員及びその被扶養者は、自宅宛に送付します。

Q6 「資格確認書」が届いたらどうしたらよいのか。

A6 氏名・生年月日等、記載内容に誤りがないかご確認ください。
マイナ保険証の代わりとして医療機関等の受診時に窓口に提示してご利用ください。

Q7 「資格確認書」の記載内容に誤りがある。どうすればよいのか。

A7 ① 資格取得日が、採用日と異なっている。

⇒【平成21年12月1日と記載されている場合】

平成21年12月1日に神戸市健康保険組合が解散し神戸市職員共済組合へ移行したため、この日以前に採用された方は資格取得日が採用日と異なっています。

⇒【上記以外の場合】

資格取得後に組合員番号等に変更があった場合は、組合員証に記載の資格取得日ではなく変更日が記載されている場合があります。

② 苗字が旧姓になっている。

氏名変更の手続きを行ってください。

⇒【まだ手続きをされていない場合】

「再交付申請書」（様式3-8）※及び「給付金振込口座届」を提出してください。

⇒【すでに手続きがお済みの場合】

行き違いですのでお手数ですが神戸市職員共済組合共済サポートデスクまでご連絡ください（078-322-5775）。

Q8 職場で旧姓使用をしている。「資格確認書」も旧姓表記にして欲しい。

A8 戸籍登録の氏名表記となります。ご了承ください。

Q9 「資格確認書」を棄損・紛失した。再交付してもらえるか。

A9 再交付申請と返納不能届を行ってください。



【再交付申請】



【返納不能届】

Q10 「資格確認書」が届かなかった。なぜか。

A10 ① 令和7年10月1日時点で組合員又は被扶養者として認定されている場合

⇒有効なマイナ保険証をお持ちの方には、資格確認書は交付できません。医療機関等を受診される場合はマイナ保険証を使用してください。

② 令和7年10月2日以降に組合員又は被扶養者として認定されている場合

⇒今回の送付対象には含まれていません。

順次作成のうえ、所属を通じて資格確認書をお送りします。

Q11 すでにマイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいるため、資格確認書が交付されなかったが、マイナ保険証を利用したくない。

A11 マイナ保険証の利用登録解除申請を行ってください。
申請受理後に利用登録解除と資格確認書の交付を行います。



【健康保険利用登録解除申請】

Q12 既に「資格確認書」が交付されているのに今回また「資格確認書」が届いた。どうすればよいか。

A12 今回お送りした資格確認書を、所属を通じて共済サポートデスクへ返送してください。

Q13 既に資格を喪失している組合員・被扶養者の資格確認書が届いた。

A13 所属を通じて共済サポートデスクへ返送してください。

Q14 現行の組合員証・被扶養者証はどうすればよいか。

A14 令和7年12月2日以降はご使用いただけないため、ご自身で破棄してください。

【有効期限前に組合員又は被扶養者が資格喪失となった場合】

⇒必ず共済サポートデスクへ組合員証等を返納してください。紛失や盗難等で返納できない場合は資格確認書等返納不能届を行ってください。



【返納不能届】